

医療機関での麻しん対応について

1 麻しんを疑った時点で加東健康福祉事務所にご相談ください

(1) 患者情報の提供

- 以下の内容を聞き取り、電話で当所に一報連絡後、下記をFAXで送信

患者氏名 (保護者名)	()	生年月日 (年齢)	S・H・R () 年 月 日 () 歳
住 所		連絡先 ※必ず連絡が取れる番号 ※未成年の場合は保護者	自宅： 携帯：
所属 (学校・職業等)		本人の所在地	医療機関 ・ 自宅 その他 ()
症 状 (発症日)	① 麻しんに特徴的な発疹 : 有 (時期: 月 日) ・ 無 ② 発熱 : 有 (時期: 月 日) ・ 無 ③ カタル症状 : 有 (時期: 月 日) ・ 無 該当するカタル症状: 咳・鼻汁・くしゃみ、結膜充血		
ワクチン接種歴	未接種 ・ 1回 ・ 2回 ・ 不明 ※母子手帳等で接種歴を確認、記憶にない場合は不明とする		
暴露状況	① 麻しん患者との接触 : 有 (詳細:) 期間 (~) ・ 無 ② 海外渡航歴 : 有 (国名:) 期間 (~) ・ 無 ③ 国内 (患者発生地域) : 有 (都道府県:) 期間 (~) ・ 無		
届出医療機関 (必須)	医療機関名:		
	届出医師名:		
	医師連絡先: ※必ず連絡が取れる番号		

(2) 検体確保及び提出

- 裏面の「麻しん疑いの患者さんが受診した場合の検体採取」参照に、**患者もしくは保護者の同意を得て**
[尿・咽頭ぬぐい・血液] の検体を確保
- 検体は、発疹出現後7日以内のもの (すべて4℃以下の冷凍保存) を提出
- 各医療機関では合わせてIgM抗体価のペア血清検査を実施すること

2 発生届の基準を満たせば、直ちに発生届の提出をお願いします

(1) 病型の確定

- 麻しん (検査診断)**
届出に必要な*臨床症状の3つ全てを認め、かつ、届出に必要な**病原体診断がされている
- 麻しん (臨床診断例)**
届出に必要な*臨床症状の3つ全てを認める
- 修飾麻しん (検査診断例)**
届出に必要な*臨床症状の1つ以上を認め、かつ、届出に必要な**病原体診断のいずれかを満たすもの

*臨床症状3つ: ①麻しんに特徴的な発疹 ②発熱 ③咳嗽・鼻汁・結膜充血等のカタル症状
**病原体診断: IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転または、抗体価の有意上昇※
※抗体価有意上昇と判断する基準
感染が疑われた時点とそれから10~14日後の抗体価でEIA法:2倍以上、HI法・NT法・PA法:4倍以上

(2) 患者 (保護者) への説明・指導等

- 説 明①: 医療機関から加東健康福祉事務所に「氏名・住所・連絡先等」を伝えるということ
- 説 明②: 加東健康福祉事務所から、患者 (保護者) への連絡や聞き取り調査があるということ
- 指 導: 検査結果判明まで外出や公共交通機関の利用 (医療機関からの帰宅時も) は控えるということ
- そ の 他: 判明した検査結果は、医療機関から患者 (保護者) へ連絡するということ

3 医療機関の対応

- 陽性判明時は、受診時に対応したスタッフ・外来患者等の健康観察をお願いします

《加東健康福祉事務所連絡先》

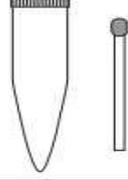
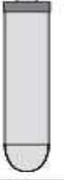
■平日 (8:45~17:45) 加東健康福祉事務所健康管理課 ☎0795-42-9436 (☎0795-42-6228)
■土日祝日・夜間・年末年始 健康危機管理発生時ホットライン ☎0795-42-6287

麻疹疑いの患者さんが受診した場合の検体採取

麻疹を疑う患者さんが受診されたら、直ちに加東健康福祉事務所に連絡をお願いします。
 当該医療機関で採取された検体を健康福祉事務所職員が回収し、県立健康科学研究所で遺伝子検査等を実施します。
 患者さんへの負担軽減、確実な検査による診断精度向上や周囲への蔓延防止の観点から医療機関で検体を採取いただき、回収までの間は冷蔵保存（4℃以下）をお願いします。

■必要な検体■

- ・血液を含む**2点以上の検体採取**をお願いします
- ・発症から時間が経過している場合、尿検査は必須です！！
- ・上記検体以外にIgM抗体測定等、臨床診断に必要な検査は別途医療機関で実施願います

	尿	咽頭ぬぐい	血液
容器			
種類	滅菌スピッツ	滅菌スピッツ・綿棒	EDTA入り
量	5～10ml	(保存液1～2ml)	2～5ml
保存	冷 蔵		
備考	発症から7日以上経過している場合は必須	VTM培地入り、無ければ生食またはPBSでも可。細菌輸送用培地入りは不可	ヘパリン入りは不可



参考

～麻疹について～

- 麻疹ウイルスによって引き起こされる急性の全身感染症です。
 麻疹ウイルスの感染経路は「空気感染」「飛沫感染」「接触感染」で、ヒトからヒトへ感染が伝播しその感染力は非常に強いと言われており、免疫を持っていない人が感染するとほぼ100%発症しますが、一度感染して発症すると一生免疫が続くと言われています。
- 麻疹ウイルスに感染すると約10日後に発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状が現れ、2～3日熱が続いた後、39℃以上の高熱と発疹が出現します。
 肺炎、中耳炎を合併しやすく、また、患者1,000人に1人の割合で脳炎を発症すると言われています。その他10万人に1人程度、特に学童期に亜急性硬化性全脳炎(SSPE)という中枢神経疾患を発症することもあります。
 (厚生労働省ホームページより)



●以下の(例)のような場合は、臨床的には麻疹あるいは修飾麻疹と判断されると考えられますが、届出対象にはなりません。

- (例1) 検査診断された麻疹症例との接触歴があり10日後に発疹が出現。発熱、カタル症状なく検査実施なし。
 ⇒症状として発熱、カタル症状もあれば麻疹(臨床診断例)として、または、検査診断されれば修飾麻疹(検査診断例)として届出対象です。
- (例2) 発熱、咳、コプリック斑を認めるが発疹なし。検査診断実施なし。
 ⇒症状として発疹が加われば麻疹(臨床診断例)として、検査診断されれば修飾麻疹(検査診断例)として、両方があれば麻疹(検査診断例)として、届出対象です。ただし、これらのような届出基準未満(あるいは未満の段階)の症例を診療された場合には、地域の発生状況や集団発生の危険性に加えて迅速な防疫対策の重要性などから、必要に応じて保健所に連絡し、積極的に検査診断することも考慮します。

(国立感染症研究所感染症学センター 医師による麻疹届出ガイドライン第5版より抜粋)